

## 日本学生支援機構 給付奨学金-家計急変-の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で日本学生支援機構の奨学金貸与を希望する学生（学部3年生以上）は、  
薬学部・薬学研究科教務係まで申し出てください。

記

### 1. 対象者

**生計維持者の予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある学生**

### 2. 適用となる家計急変の事由

#### 事由

A:生計維持者の一方（又は両方）が死亡

B:生計維持者の一方（又は両方）が事故または病気により、半年以上、就労が困難

C:生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る）

D:生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当

① 上記 A-C のいずれかに該当

② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

※ 詳細は「給付奨学金案内—家計急変—」でご確認ください

### 3. 申し込み時期：随時（急変事由発生日から3か月以内）

## 【支給金額】

区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,000 円 (33,300 円)	66,700 円
第Ⅱ区分	19,500 円 (22,200 円)	44,500 円
第Ⅲ区分	9,800 円 (11,100 円)	22,300 円

※ 生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額となります。

※ 自宅通学、自宅外通学の別は「給付奨学金案内」でご確認ください